

知事の退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県条例第七号

知事の退職手当の特例に関する条例

知事及び副知事の退職手当に関する条例（昭和五十六年三月奈良県条例第二十九号）  
第二条の規定にかかわらず、令和五年五月三日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。